

## V 自己資本の充実の状況

### 2. 自己資本の充実度に関する事項

#### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	28年度			29年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,702,015	—	—	2,108,523	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,641,630	—	—	3,625,819	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,049,175	—	—	749,402	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,000,933	—	—	500,892	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	392,081,049	78,416,210	3,136,648	435,438,116	87,087,623	3,483,504
法人等向け	4,774,870	4,625,565	185,022	569,392	401,217	16,048
中小企業等向け及び個人向け	25,457,731	16,076,234	643,049	5,441,006	1,561,332	62,453
抵当権付住宅ローン	17,189,261	5,878,195	235,127	36,507,141	12,609,090	504,363
不動産取得等事業向け	—	—	—	27663215	27271680	1090867
三月以上延滞等	191,817	140,406	5,616	98,394	12,420	496
信用保証協会等保証付	63,199,549	6,247,435	249,897	62,438,834	6,178,739	247,149
共済約款貸付	690,197	—	—	647,325	—	—
出資等	1,978,939	1,942,887	77,715	1,524,301	1,484,036	59,361
他の金融機関等の対象資本調達手段	17,090,040	42,725,100	1,709,004	17,090,040	42,725,100	1,709,004
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（いわゆる ファンド）のうち、個々の資産の把握が 困難な資産	74,652	31,548	1,261	11,245	1,767	70
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額 に算入・不算入となるもの	—	△ 574,066	△ 22,962	—	△ 871,600	△ 34,864
上記以外	38,164,937	35,292,200	1,411,688	15,408,291	12,449,411	497,976
標準的手法を適用するエクスポージャー 別計	562,277,312	177,792,392	7,111,695	609,821,944	190,910,818	7,636,432
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	1,095	21	0	22	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額	570,287,897	190,801,739	7,632,069	609,821,967	190,910,818	7,636,432
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	16,842,847		673,713	16,746,434		669,857
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	207,644,586		8,305,783	207,657,253		8,306,290

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$